平成２７年（フ）第５５１号
神奈川県秦野市堀山下524番地の５　桃の木ハイツ　103号
債務者　玉木　洋一
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５６０号
神奈川県秦野市東田原1042番地の３
債務者　渡邉　陽助
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５６５号
神奈川県厚木市下川入288番地４　カーサエンドレス302、前住所千葉県船橋市三山４丁目29番４号
債務者　山田　伸治
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１１８４号
埼玉県川口市西川口３丁目１番６号ウメゾビラ40Ｅ、破産申立時の住所埼玉県久喜市菖蒲町上栢間4417番地５
債務者　中田　英之
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４０２号
埼玉県新座市野火止５丁目６番33号　パルヴィレッジ３号館103号室
債務者　高見澤恵梨
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４３９号
埼玉県川口市安行出羽３丁目７番５号　シャンドフルール201号、旧住所埼玉県越谷市大字南荻島139番地14
債務者　大森　　泰
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４４０号
埼玉県川口市安行出羽３丁目７番５号　シャンドフルール201号、旧住所埼玉県越谷市大字南荻島139番地14
債務者　大森満由美
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４９０号
埼玉県新座市東２丁目10番13号
債務者　大木　　勇
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４９１号
埼玉県新座市東２丁目10番13号
債務者　壽山　玲子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６１４号
埼玉県越谷市七左町４丁目372番地　越谷市営七左町中層住宅104号
債務者　松井　弘子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３７２号
愛知県豊田市花本町青木95番地３、前住所愛知県豊田市寿町８丁目51番地　グローリアスハイツ豊田405号
債務者　山田　由衣（旧姓畑山・井谷）
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２４３号
大阪府和泉市のぞみ野２丁目1161番地の３―101
債務者　山田　惠子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５６６号
大阪府阪南市箱作1569番地の107
債務者　Ｚｅｎ企画デザイン室こと　善波　剛
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５７６号
大阪府貝塚市橋本158番地７、住民票上の住所大阪府貝塚市永吉33番地
債務者　福島かおり
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６０１号
大阪府貝塚市半田235番地４コートクリエイト405号
債務者　林　　弘幸
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６２５号
大阪府和泉市唐国町１丁目11番12―402号
債務者　西野　通子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目27番10号ザ・ウエスト忠岡東ハイツ102
債務者　泰中　宏治
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係